

「改革・開放」以後の中国の民族政策と今後

94K071 中村泰子

目次

はじめに

第1章 中国の少数民族と民族政策

1. 少数民族の概況
 - (1) 56の民族
 - (2) 宗教と信仰
 - (3) 言語
 - (4) 少数民族の思考と行動
2. 「改革・開放」以前の民族と歴史
 - (1) 新中国成立期 (1949～57)
 - (2) 大躍進期 (1958～59)
 - (3) 文化大革命期 (1966～77)
 - (4) 改革・開放期 (1978～現在)
3. 「改革・開放」後の民族政策
4. チベット問題

第2章 少数民族の近代化

1. 中国政府が行なう「民族区域自治」
2. 近代化に伴う問題
 - (1) 少数民族の近代化
 - (2) 近代化による社会変化
 - (3) 台湾問題

結び

註

はじめに

私は以前テレビで偶然、「中国少数民族人民運動会」というのを見た。そこで初めて中国という国の民族の数の多さを知った。そしてこの国はどうやってこの多彩な国民を統一しようとしているのか興味を持った。

さらに、1997年の香港の中国返還や台湾問題、少数民族の独立問題と話題は尽きない。

1978年の「改革・開放」後の現代の中国社会は、それまでの政治優先、行政主導の毛沢東時代の経済を実際的に否定し、現実的な経済政策への転換という一大改革を行なった。このことは、これまでの中国社会の構造のみならず、民族政策や民族をめぐる風潮も変化させているように思う。

私はこの「改革・開放」政策以後、中国の少数民族は以前とどう変わったか、そこから今後

どのような結果がもたらされるかを、中国が行なう少数民族政策を通じて考えていきたい。

そこで、まず伝統的中国における民族のあり方から出発して、新中国における国家統合に伴うその変化の過程を追う。そして少数民族の生活や社会、さらには少数民族の個人意識に対する変動をみながら、この多民族国家の今後を考えてみたい。

研究資料として、主に『中国年鑑』（中国研究所 1955年～1997年）を利用した。

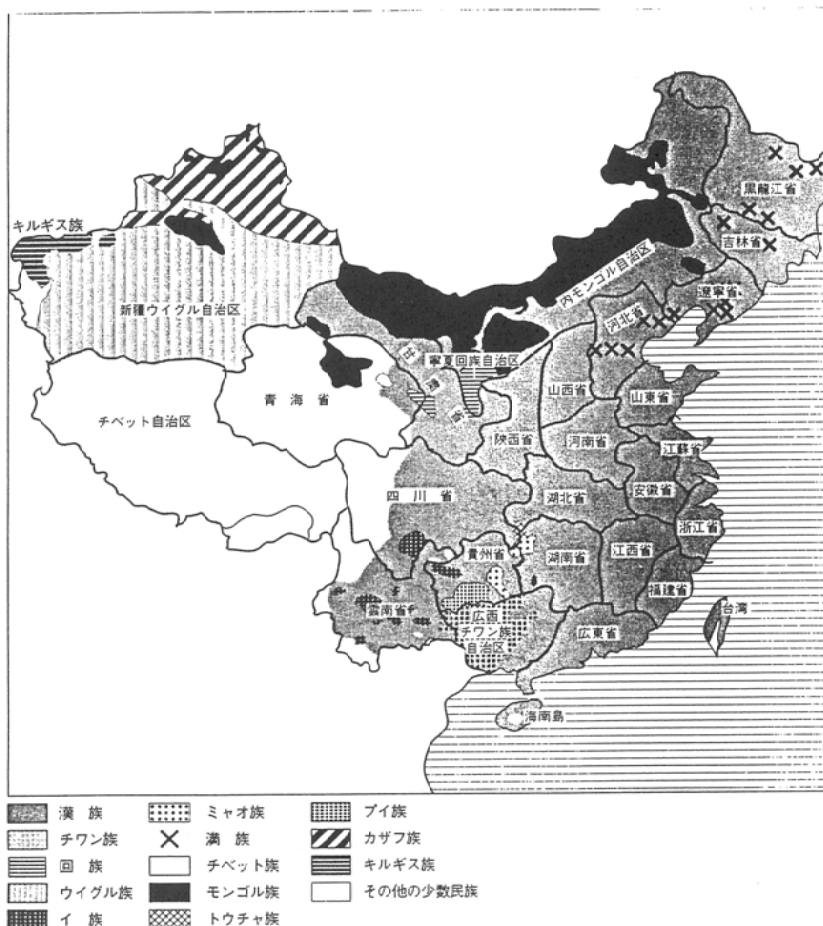
第1章 中国の少数民族と民族政策

1. 少数民族の概況

(1) 56の民族

中国は多民族の国である。さまざまな種類の東洋的顔立ちの人々、白色人種の系統の人々、混血によって生じたいっそう複雑な特徴を持つ人々がいる。また、各民族は多様な歴史や伝統的文化を背景としている。

図1 中国の民族分布



出所：高崎通浩『世界の民族地図』。

私たちが一般的に考える「中国人」のイメージは、たいてい「漢族」の特徴をもって表される。実際、漢族は現在の中国総人口11億人の約90%を占めているのである。

一方、漢族以外の55を数える少数民族は人口全体の10%弱にすぎない。しかし1割といっても、1億人以上である。チュワン（壮）族のように人口1000万人を超える少数民族もあり、そのほか人口100万人以上のものは、回族・ウイグル（維吾爾）族・イ（彝）族・ミャオ（苗）族・満族・チベット（藏）族・モンゴル（蒙古）族・トウチャ（土家）族など18にも及ぶ。また彼らは、内モンゴル・チベット・広西・新疆・雲南など全国面積の60%にあたる辺境地域に

表1 少数民族の人口

民族名称	人口	民族名称	人口
チュワン(壮族)	13,378,162 ^人	ジンブォ(景頗)族	93,008 ^人
回族	7,219,352	モーラオ(仫佬)族	90,426
ウイグル(維吾爾)族	5,957,112	シボ(錫伯)族	83,629
イ(彝)族	5,453,448	サラ(撒拉)族	69,102
ミャオ(苗)族	5,030,897	ブーラン(布朗)族	58,476
満族	4,299,159	コーラオ(仡佬)族	53,802
チベット(藏)族	3,870,068	マオナン(毛難)族	38,135
蒙古族	3,411,657	タジク(塔吉克)族	26,503
トウチャ(土家)族	2,832,743	ブミ(普米)族	24,237
ブイ(布依)族	2,120,469	ヌー(怒)族	23,166
朝鮮族	1,763,870	アチャン(阿昌)族	20,441
トン(侗)族	1,425,100	オウソク(鄂温克)族	19,343
ヤオ(瑤)族	1,402,676	ウズベク(烏孜別克)族	12,453
ペー(白)族	1,131,124	バラウン(崩竜)族	12,295
ハニ(哈尼)族	1,058,836	ジン(京)族	11,995
カザフ(哈薩克)族	907,582	ジーヌオ(基諾)族	11,974
タイ(傣)族	839,797	ユイクー(裕固)族	10,569
リー(黎)族	817,562	パオアン(保安)族	9,027
リースー(傈僳)族	480,960	メンバ(門巴)族	6,248
シェ(畲)族	368,832	トーロン(独竜)族	4,682
ラフ(拉祜)族	304,174	オロチョン(鄂倫春)族	4,132
ワ(佯)族	298,591	タタール(塔塔爾)族	4,127
シュイ(水)族	286,487	ロシア(俄羅斯)族	2,935
トンシャン(東郷)族	279,397	ローバ(珞巴)族	2,065
ナーシー(納西)族	245,154	カオシャン(高山)族	1,549
トウ(土)族	159,426	ホーチョ(赫哲)族	1,476
キルギス(柯爾克孜)族	113,999	まだ識別されていない民族	879,201
チャン(羌)族	102,768	中国籍に入っている外国人	4,842
ダオール(達斡爾)族	94,014		

出所：中国研究所『中国年鑑』1984年。

居住し、ロシア・朝鮮・モンゴル・インド・ネパール・ベトナム・ミャンマーなどの諸国と国境を接している。

中国の少数民族の場合、一つの民族がまとまって一定の地域を占有しているケースはごく少なく、主としては漢族と混在・雑居したり、小さな居住地が点在している例が多く見られる⁽¹⁾。彼らは、漢族が発展・展開してきた歴史の中で、あるいは漢族と同化して、その豊かな文化の形成に寄与し、あるいは一部の地域に居住して、今日も民族独自の文化と風習とを伝えている⁽²⁾。

このような民族数の多さや人口規模の大きさもさることながら、重要なのは、少数民族が漢族または中国の形成過程において、中央に対する者としての役割を果たしてきたことである。少数民族を「非漢族」「少数派」として見るのではなく、漢族と少数民族、また少数民族同士の間を考えながら、漢族あるいは中国との関連において少数民族を見ていくことが大切だと思う。

(2) 宗教と信仰

文化大革命（1960年代半ば～1970年代半ば）の時代は迷信の打破を口実に、信仰の自由は認められてはいなかった。しかし文革終了とともに宗教活動が復活し、各地の教会なども再建され、クリスマスにはミサなども行なわれるに至っている⁽³⁾。

まず漢族は、キリスト教を信仰する人々もいるが、ほとんどは仏教（大乘仏教）もしくは民間信仰の信者といえる。民間信仰というのは、道教その他のまじったものである⁽⁴⁾。道教は2世紀から漢族の間に生まれた宗教であるが、清時代以降、衰退し始めて現在信者は少ない⁽⁵⁾。

少数民族の場合は、ウイグル族などの10民族がイスラム教を信仰している。仏教では、俗にラマ教とよばれるチベット仏教を信仰するのは、主としてチベット族・モンゴル族・トゥー（土）族・ユグ（裕固）族などである。大乘仏教のほうは、ペー（白）族・チュワン族などに信者がいる。ただしペー族の場合、漢族とまじって生活している地域の少数民族なので、道教または道教めいた民間信仰の影響も多かれ少なかれある。

その他、小乗仏教や満教（オロチョン族・ダフル族などが信仰している）、ギリシャ正教、シャーマニズムなど宗教も多彩である。

(3) 言語

中国の民族が56の民族から成り立っているように、言語においてもそれぞれの民族言語が存在する。

共通語は漢語である。しかし、大きく分けても、北方方言・吳方言・客家方言・湘方言などの7つがあり、細かく分けると、いっそう多くの方言に分かれる⁽⁷⁾。特に北京や上海、広東のそれぞれの地方の発音の間には、日本の方言以上に大きな違いがあり、まったく異なる言語と理解する必要さえ感じられる、という⁽⁸⁾。

『中国年鑑1976年版』によると、各民族語は私的な場合ばかりではなく、各少数民族の集居地域（民族自治地方）では、漢語とともに公用語として認められ、民族語による放送・出版にも力が注がれている⁽⁹⁾。

(4) 少数民族の思考と行動

少数民族の伝統的生活様式は自給自足度が高く、労働はマイペースである。これは少数民族

地区の経済を発展させ、〈脱貧致富〉を図る政策と矛盾するものといえよう。伝統的生活から生ずる意識は進取の気性に欠け、現状に甘んじ、競争を恐れ、自己閉鎖的であるという、原始的平均主義の観念がある。自然経済の考え方が濃く、商品経済の発展を阻害するものである。

青年の意識も主体性に欠け、自己の価値意識は漢族よりはるかに低く、家長、族長の権威で維持される集団のなかに個人を埋没させている。閉鎖的環境、自給自足的自然経済の影響により、視野が狭く、発想が単純である。また、原始的小農経済のため気ままな性格が強く、差別の歴史的影響により、内向的性格の傾向がある⁽¹⁰⁾。これは、今までの中国少数民族の地理的な広範さや、長年培われてきた独自性によるものと思われる。

2. 「改革・開放」以前の民族と歴史

(1) 新中国成立期（1949～57）

1949年10月1日に中華人民共和国が成立したとき、多くの中国人が、これで中国は生まれ変わり、近代100年のアヘン戦争以後の国力の衰退やイギリス、日本、ロシアなどによる植民地化などの屈辱の歴史から抜け出して、豊かで強力な国として発展しはじめるだろうと、熱い期待を寄せた。毛沢東中国共産党主席の下に、新政権も歴史上の大多数の王朝や中華民国と同じく、武力によって旧政権を打倒して成立した⁽¹¹⁾。

新中国成立後、政府は民族平等政策をかかげ、また、少数民族地区に訪問団を派遣して政府（党）の民族政策を宣伝させた。このことは、それまでいかに少数民族の人々が民族蔑視や差別に苦しんで、自民族の帰属を隠して生活していたかを物語っている⁽¹²⁾。

中国共産党は、中華人民共和国の成立直前まで、次のように、漢族とそれ以外の各民族との「連邦制」を国家統合の基本原則とすることを主張し、しかも各連邦構成民族が軍隊を保持することを認めていた⁽¹³⁾。

〈毛沢東主席の中国共産党第7回大会における政治報告「連合政府論」〉（1945年4月25日）

新民主主義の国家問題また政権問題には、連邦の問題が含まれる。中国領域内の各民族は、自発的希望と民主主義の原則にもとづいて、中華民主共和国連邦を組織し、またこの連邦の基礎の上に、連邦の中央政府を組織すべきである。〔中略〕

国内少数民族の待遇を改善し、それぞれの少数民族に民族自決権および自発的希望による原則のもとで、漢民族と連邦を建設する権利を認めるよう要求する。〔中略〕

共産党員は、各少数民族の広範な人民大衆が、この政策（各民族の自由に連合した自由・統一の中華民国を建設しようという民族政策）実現のためにたたかうことを積極的に助けるべきである。そして各少数民族の広範な人民大衆——これには大衆とのつながりを持ったすべての指導者が含まれる——が彼らの政治・経済・文化の面での解放と発展をかちとり、かつ、人民大衆の利益を守る少数民族自身の軍隊を結成するのを助けなければならない。彼らの言語・文字・風習・宗教的信仰は尊重されなければならない⁽¹⁴⁾。（傍線は筆者）

しかし、中華人民共和国の基本原則を定めた1949年9月の政治協商会議共同綱領では、「連邦制」は取り消され、次のように中国中央政府指導下の「民族区域自治」とされ、各民族の独立した軍隊保持は認められないこととなった⁽¹⁵⁾。「連邦制」が取り消された理由について公式の説明はない。しかし推測では、例えば、連邦ごとに軍隊を認めると、成立したばかりの当時

の弱体な中央政府には、反乱が起きた場合に、押えるだけの力がなかったからではないか。あるいは、一旦革命が成功すると、やはり中国共産党の主体をなす漢族の中華思想（後述）が頭をもたげたのであろうか。

〈中国人民政治協商会議共同綱領〉（1949年9月29日）

第6章

第50条 中華人民共和国領域内の各民族は一律平等であって、団結互助を實行し帝国主義および各民族内部の人民の共通の敵に反対し、中華人民共和国が各民族友愛合作の大家族となるようにする。狹隘な民族主義に反対し、民族間の偏見、圧迫および各民族の団結を分裂させる行為を禁止する。

第51条 各少数民族が集合居住する地区では、「民族の区域的自治」を實行し、民族集合居住の人口の多少および区域の大小により、それぞれ各種民族の自治機関を設立しなければならない。およそ各民族が雜居する地方および民族自治区内においては、各民族はその他の政權機関中にすべて相当数の代表を有しなければならない。

第52条 中華人民共和国領域内の各少数民族は、すべて統一的な国家の軍事制度に従い、人民解放軍（中国共産党が結成、指導する中華人民共和国の軍隊）に参加し地方人民公安部隊を組織する権利を有する。

第53条 各少数民族は、すべてその言語・文字を發展させ、その風俗習慣および宗教上の信仰を保持し、または改革する自由を有する⁽¹⁶⁾。（傍線は筆者）

このように、民族区域自治が実施されるためには、この地域が中央政府によって軍事的に制圧されなければならなかったのである。

ところで、この「連合政府論」の連邦制が「共同綱領」で中央優位に落ち着いた経過を見ると、中国の民族を考えるうえで、中国人が伝統的に持ち続けてきたといわれる「中華思想」を踏まえておくことが決定的に重要と思われる。

中国人意識の核心は何といっても「自国中心」「自己中心」である。「中国」という言葉は、「世界の中心の国」という意味である。

黄河の中・下流域の中原に農耕生活を営む漢民族は、やがて文化的發展を遂げていくなかで、周辺の遊牧異民族に対する優越意識を持ち始める。秦・漢の統一帝国を形成する時期に、それは思想的レベルにまで達し、中華思想を生んでいくのである。こうして、漢民族は、東に夷（イ）、西に戎（ジュウ）、南に蛮（バン）、北に狄（テキ）という「未開民族」を配し、中心に中華を据えるという伝統的な世界像をつくりあげていく。

この中華思想は自らを中華あるいは中国と美称し、周辺の文化程度の低い異民族を夷戎蛮狄と蔑称し、その対比を強調することから「華夷思想」とも呼ばれる。

中華思想のなかには、自国が地理的に中央に位置するという自負が含まれ、また華夷をわけるとの基準には、人種差別的発想もなくはないが、基本的には文化的優越感がこの思想の中心である⁽¹⁷⁾。

古代文明をかかえる民族は、周辺諸民族に対して多かれ少なかれ優越意識を持つものだと思う。かつて東アジア大陸には、中国文明に匹敵するほどの文明が生まれなかった。よって、中国人は他民族の異文化には無関心のまま独自の中華世界に閉じこもり、そこから独特の中華思

想が形づくられたのであろう。

もちろん、どの民族も他の民族にたいして優越感をもっている。その優越意識こそ、長い歴史の流れのなかで優勢な民族に同化されない少数民族の底力の一つなのだろう。

前述のように華と夷を分ける基準は、血統の差や人間と鳥獣との差という考えよりも、道徳の有無、習俗や制度のちがひ、文化の優劣によって区別されているのである⁽¹⁸⁾。

中華人民共和国成立以後の中国において、中華思想は、「近代的な社会主義国家の建設」に向けて克服すべき対象としての「大漢族主義」という言葉で規定され、現代中国の民族政策の基本とされている⁽¹⁹⁾。

しかし、この中華思想は必ずしも閉じられた構造にはなっていない。「夷戎蛮狄」といっても、中華の徳を慕ってくる者は歓迎され彼らが中華文化に染まっていけば、「華夷の別」は解消され、中華社会に受け入れられていくとされる⁽²⁰⁾。

1949年から一応漸進的な民族政策がとられ、少数民族の新中国への政治的統合が重視され、もっぱら大漢民族主義批判が行われた⁽²¹⁾。

1950年に入ると、中国国内では愛国主義が強まった。反革命鎮圧運動などを通じて独裁が強化され、そのもとで国家的民族的統合が進み、10月には、人民解放軍が「反革命思想鎮圧」のため、チベットに進攻して独立への動きを封じ、清朝以来の中華帝国体制を継承する意志を国内外に示した⁽²²⁾。

1956年、毛沢東は、文化の多様な発展や学術における自由な論争を呼びかけ、翌年2月には、人民と党・政府の矛盾を敵対関係に発展させないため、党や政府、その官僚にたいする人民の批判を奨励すべきだと提唱した⁽²³⁾。

この時期は、中国全体が経済的・文化的にもかなりの発展を見せた。また、各少数民族地区の特殊性などを考慮した改革を行なったため、比較的穏健な民族政策がとられた。新国家の少数民族政策の原則は、民族間の差別と圧迫を禁止し、少数民族が集まって住んでいる地区では区域的自治を行ない、各少数民族は自らの文化・習慣・信仰を発展させることができるということである。

この原則にもとづいて、各地に少数民族の自治区政府がつけられたり、少数民族幹部の養成のために、北京に中央民族学院を開校したり、その他、交通不便のところに住んでいる少数民族の経済生活を安定させるために、これらの地区内に国営商業機関を広めることに力をいれたりした⁽²⁴⁾。

また、黒龍江省は、少数民族に対し様々な保護政策を行なっている。同省の山深くで狩猟生活をしてきたオロチョン（鄂倫春）族に中国政府は1953年、定住のための住居を与えた。1990年代の今では定住し、狩猟のほか飼育にも携わり、多角経営を進め、生活も向上している⁽²⁵⁾。

（2）大躍進期（1958～59）

1958年、毛沢東は、「大躍進・人民公社・社会主義の総路線」という方針のもとに共産主義化を加速させ、中国を暴走させる結果となった。

この時期、急激な人民公社化が進み、「工・農・商・学・兵の結合した人民公社設立は共産主義に移行すべき基本方針である」とした⁽²⁶⁾。

民族問題では、漢族への同化策が推進されたため、漢族の少数民族地区への移住もはじまった。中央政府は全国的に「社会主義への移行」を遂行するために、少数民族地区においても、

社会改革・農業集団化を強行した。そのため、四川や貴州などで少数民族の暴動がおきた。その最大のものが、1959年におけるチベット事件である⁽²⁷⁾。これはチベット族が、中央政府のチベット仏教（ラマ教）を敵視する革命の押しつけに抗議し、指導者ダライ・ラマを擁して独立を求めた大規模な反乱であった⁽²⁸⁾。（この事件に関しては、第1章4で詳しく触れることにする。）

これは、民族政策における左傾の偏向と言ってよい。つまり「地方民族主義」反対の拡大化が行なわれ、「民族融合」風が吹き荒れたのである⁽²⁹⁾。1958年から59年にかけて新疆ウイグル自治区で高揚した少数民族運動は、中央政府により「東トルキスタン共和国」の分離・独立をはかる「地方民族主義」として断罪され、多くの少数民族指導者が党を除名され、あるいは公職を追われた⁽³⁰⁾。この運動の背景には、漢族の大量進出に対するウイグル族側の危機感があったと思われる。

社会的激動に自然災害や飢饉が重なり、大躍進期は「党・国家・人民に建国以来最大の挫折と損失をもたらした」とされる。毛沢東は自分が握っていた二つの主要ポストのうち党主席は維持したが、影響力の小さい国家主席のポストは劉少奇に譲らざるをえなくなった⁽³¹⁾。

その後、劉少奇国家主席、鄧小平総書記、周恩来首相らを中心に、1960年以降「大躍進」を中止して、農業と軽工業による国民生活を第一とする現実主義的な政策への転換が進められた⁽³²⁾。

とはいえ毛沢東は依然として一番重要な党主席のポストを占めており、毛に比べれば、ナンバー2の劉少奇の威光などとるにたらないものだった⁽³³⁾。

（3）文化大革命期（1966～77）

文革期の10年間は、建国以来の40年の中でも、中国が毛沢東の強力な独裁体制のもとにおかれた時期であり、彼の主張する政策が強く推進された時である⁽³⁴⁾。毛沢東の権力を絶対的なものにしたのは、彼に対する個人崇拜運動であった。革命の突撃部隊である人民解放軍を組織した毛は、人口比では圧倒的多数の農民を共産党のもとに集結し、多くの人民大衆の心をつかんでいた⁽³⁵⁾。そのため、子供から大人まで、毛沢東の言葉はすべて真理であり、その発言は「最高指示」であるとされた。毛沢東が文化大革命を発動した目的は、それまでの社会の枠組みを壊し、毛の独裁色を強めることだった。特に彼は、知識人をブルジョア知識人と呼び、国民が貧しいのは知識人が国の舵取りを誤ったからであり、彼らは搾取階級であると規定して抑圧の対象としたため、知識人はこれ以後、共産党の思想改造と抑圧の対象とされたのである⁽³⁶⁾。

1956年に毛沢東が党や政府に対する批判を奨励したことは、今思えば、彼の「ブルジョア分子弾圧」への計画的行動だったのではないか、と思われる。つまり、批判を奨励することによって、「ブルジョア分子」たちが様々な意見を発表する。その結果、彼らは党と中国を攻撃したことになり、粉碎されなければならないと、弾圧するきっかけをつくったのではないか。

文革に先立つ1960～62年は、その前期の極端に共産主義に近い左傾の誤りをただし、民族関係の改善、民族団結の強化が行なわれたのに対し、文革の時期は再び「民族問題の本質は階級問題である」という理論が決定的になり、民族政策は徹底的に破壊された⁽³⁷⁾。つまり固有の民族問題は否定され、民族政策は階級闘争の中に解消されたのである。

また、「民族問題がまだ解決されないのは民族に反動勢力が残存しているからであり、その解決は階級闘争によってのみなされ得る」とされ、結果的には、少数民族の伝統的文化の破壊、

宗教弾圧、急激な漢民族同化政策が進められ、少数民族住民の多くが迫害され、殺害されることになるのである⁽³⁸⁾。

しかし中央政府内では、毛沢東、周恩来と毛の後継者に指名された林彪との間の衝突が激化したことなどから、人々は文革に大きな疑問をもち、毛沢東の権威もゆらぎはじめた⁽³⁹⁾。毛は自分の権力にしがみつくなり、経済を無視して、政治優先で政策を行なったことが、結局、民意を失う原因につながったといえよう。

1977年鄧小平は、大躍進期以後の歴史の事実即ち全面的見直しと、経済や科学技術の近代化による豊かで強力な社会主義大国の建設を提唱し、「毛沢東の時代」の終焉と「鄧小平の時代」の開幕を宣し、文化大革命は終わりを告げた⁽⁴⁰⁾。

(4) 改革・開放期 (1978～現在)

1978年12月の中共第11期3中全会以後、鄧小平は「民主と法制」をスローガンとし、「人治」に代わる「法」と「制度」による統治への様々な改革を進めた。文革は「10年の大災難」として全面否定された⁽⁴¹⁾。毛沢東の下で改革を進めていた江青、張春橋、王洪文、姚文元の「四人組」は追放され、毛の死後、後継者だった華国鋒党主席も1980年、失脚した⁽⁴²⁾。

「四人組」追放後、「四つの近代化」が国家目標になる。これは、経済建設を推進するうえでの中心的位置におかれている。その方針は「党は全国各民族人民を指導して今世紀中にわが国を、農業・工業・国防・科学技術の近代化された社会主義の強国に築き上げなければならない。」というものである⁽⁴³⁾。

鄧小平は「中国の特色をもつ社会主義を建設しよう」と呼び掛け、1985年までに人民公社が解体され、集団耕作をやめて各戸請負いの生産責任制が普及した。また、個人や集団の運輸業や農村工業が奨励され、都市でも個人や集団によるサービス業、手工業、工業商業が承認されるようになった。

さらに、遅れをとった科学技術面で先進技術に追いつき、現代的な企業管理、経営を学ぶために、経済特別区や経済技術開発区を多数設置して欧米やNIES、とくに、華僑の資本・技術の導入や外国企業の誘致、これらとの合併企業の建設を奨励している。

この「改革・開放」への大転換により、1980年代以降、中国は急速に発展しつつあるが、共産党による「一党独裁」がもたらす権力の腐敗と経済過熱によるインフレ、それに内陸部農村と大都市との収入格差の拡大、インフラ（交通・エネルギーなどの産業基盤）の未整備、人口問題、犯罪の増加などの問題があり、それらへの市民層の抗議と民主化要求、これに対する武力弾圧が1989年6月の第2次天安門事件として爆発した⁽⁴⁴⁾。この事件により、人民解放軍は、国民に銃口を向けたことで国民からの信頼、威信を失った⁽⁴⁵⁾。

「改革・開放」政策開始以降の民族政策の面は、次に節を改めて論ずる。

表2 中華人民共和国の歩み

1949	中華人民共和国成立、毛沢東主席に
1950	人民解放軍、チベット進軍開始
1954	中華人民共和国憲法発布
1958	「大躍進」運動始まる、急激な人民公社化。 台湾海峡危機、金門・馬祖島砲撃
1959	チベット反乱、ダライ・ラマがインドに亡命。 毛沢東辞任で劉少奇が国家主席に
1965	チベット自治区成立
1966	文化大革命始まる(～77)、信仰の自由否定
1971	中華人民共和国が国連に加盟、台湾が国連脱退
1975	全国人民代表大会「四つの近代化」方針打ち出す
1976	周恩来、毛沢東死去。天安門事件(第1次)
1977	鄧小平が文革終結宣言
1978	11期3中全会で近代化路線へ転換(改革・開放)
1982	新憲法成立
1984	「民族区域自治法」成立
1985	人民公社解体
1987	チベット騒乱
1989	天安門事件(第2次)
1993	全人大で江沢民が国家主席に就任、社会主義市場 経済を憲法に規定
1996	台湾の総統選挙に対し威嚇のため、中国軍が台湾 海峡で軍事演習実施。初の総統直接選挙
1997	鄧小平が死去。香港が中国に返還される

出所：岡田臣弘『21世紀の中国像』、陳舜臣『中国』を参照して筆者が作成。

3. 「改革・開放」後の民族政策

前節までは、主に革命後の中国と民族問題の歴史をみてきたが、ここでは改革・開放後の現時点における少数民族政策について詳しく考えてみたい。

現在、中国政府は、近代化の下で、辺境に住む各少数民族の経済をいかに発展させ、民族地域間の格差を是正するか、に主眼をおいている。

少数民族文化に対する国家の扱いは、すでに前で述べたように、政治方針の転換に伴って揺れ動いてきた。改革・開放政策以後の現在は、大躍進、文化大革命の民族文化切り捨ての時期を通過して、再び新中国成立直後の民族文化尊重の路線に戻っているといえる。

民族政策の基本精神は、1949年の「中国人民政治協商会議共同綱領」第6章(前述)に打ち出され、以後1954年の「中華人民共和国憲法」に規定され、今日の1982年憲法に至っている。1982年憲法の内容は次の4点に要約される。

- ①民族の平等と団結につとめ、民族差別に反対する。

各民族は人口の多少にかかわらず、政治的・社会的にすべて平等の権利が保障され、少数民族の風俗習慣と宗教信仰の自由が保障されている⁽⁴⁶⁾。

②民族地域の自治の実施。

自治機関の形態は、区域自治を実行する民族の大多数の人民の願望にもとづいてさだめる（憲法第67条）、多民族が雑居する自治区・自治州・自治県の自治機関には、関係各民族がいずれも、適当数の代表をもつ（憲法第68条）など、自治機関のもつ基本的性格が規定されている⁽⁴⁷⁾。

③少数民族出身の行政と専門職の人材の養成に力を入れる。

④民族相互の関係を絶えず調整し、改善し、各民族間の団結を強化する⁽⁴⁸⁾。

1978年12月に開催された党11期3中全会で、文化大革命期における民族政策の左傾の偏向がただされて以来、民族自治を主とする正しい民族政策の実施が追求されてきた⁽⁴⁹⁾。

まず第1として、民族政策の基調は、現在、少数民族地域の貧困状況、漢族地域との経済的不平等の克服・解消におかれている。1985年から着手された貧困地区援助政策は一定の効果をあげ、1988年には貧困県は中国全体で60%減少したが、少数民族の貧困県は29%の減少にとどまり、湖南省土家族苗族自治州では、貧困人口は今だにこの省の81.8%を示している⁽⁵⁰⁾。

中国政府はその他に、雲南省のように、600万人の衣食住問題が未解決の地域に対して、「少数民族地区衣食基金」を新設したり、生産条件改善のために、農業では灌漑面積の拡大、牧畜業では草地の人工栽培面積を増やすなどの基盤建設を強化し、進んだ技術を普及させたりもしている。少数民族の村の経済発展には、科学技術と教育の普及が急務であると認識され、山奥の少数民族の村にも基礎的な変革が徐々に進み、意欲的な村づくりを始める村が現われはじめている⁽⁵¹⁾。

しかし、経済開発優先の少数民族地区貧困援助政策は、生態系を無視して環境破壊を招き、自給自足経済を急激に変化させ、格差が現われ、新たな貧困を生んでいるという指摘もある⁽⁵²⁾。

第2は人口対策である。1991年7月1日実施された第4回全国人口調査の結果、総人口は11億6368万2501人を記録したが、少数民族人口は、9120万314人で総人口の8%占め、漢族の人口増加率より急な増加を見せている。これは自然増のほか、少数民族に対して教育面の優遇措置や、1人っ子政策のなかで第2子まで可とする計画出産優遇措置などをとったため、漢族と称していた者の少数民族籍への変更が急増したことによる。特に、清代中国の支配民族であった満州族は、清朝滅亡後、出身を隠す者が多かった。そのため1980年代後半、民族籍変更要求が急増した⁽⁵³⁾。この漢族から少数民族への逆流が一体どの程度まで認定されていくのか、今後が興味深い。

ただ、当初緩やかだった少数民族に対する人口政策は、人口増加に伴い、耕地や草原の不足から、民族間、民族内部での争いが発生するようになった結果、第2子までに制限された。漢族よりは優遇しているが、避妊を半強制的に行なう場合が多いことなど、旧来の伝統に反する出産制限もまた民族紛争の原因の一つとなっている⁽⁵⁴⁾。

第3として、幹部養成方針は民族政策の重点項目である。新中国成立後から少数民族の幹部養成が行なわれ、北京をはじめ各地に10にのぼる民族学院が設立され、民族幹部は飛躍的に増加したが、その一方で現在、大学卒業程度の学力をもった者が少ないという教育水準の低さのために、幹部の質が問われている。そのため、少数民族の国立大学の入試では20点の上乗せ措置がある⁽⁵⁵⁾。一方、小・中学校の設立により、教育普及率は高い水準にある。

このような教育水準を向上させる政策により、例えば山地居住、広東清連南地区のヤオ（瑤）族の場合、若い世代の台頭で1000人中、小・中学以上の教育程度の方は118人（その大多数が30才以下の青年）で、このような青年層は伝統的生活様式や価値観に固執せず、むしろ近代化を積極的に受け入れる傾向が見られる⁽⁵⁶⁾。

最後に、改革・開放以前と以後の民族政策の変化をチベット自治区を例に見てみる。

現在は、中国の他地方との交通、チベット内各地間の交通も発達している。また、チベット農民は、民主改革によって生産意欲を増し、穀物収穫高は改革・開放前に比べて倍以上になっているし、チベット語による授業や出版物も以前より大幅に増加している⁽⁵⁷⁾。

1980年4月、党中央は、チベット自治区における民族問題を解決するため行なわれた「チベット工作座談会」の紀要を発表、そこで決定された「六大方針」を少数民族地区における自治政策の基本として位置付けた。

これは、民族地区の実状に即した自治権の十分なる行使を実現するための、特殊な経済政策で、改革・開放前の穀物の徴集、買付けなど様々な形態の割当制の廃止、農業・牧畜税の減免などを含む6項目から成る。

この政策が実施されて以来、問題の多かったチベット自治区、新疆ウイグル自治区、内モンゴル自治区の経済は発展し、貧困と遅れた文化状況に苦しむ人民の生活も徐々に改善されている⁽⁵⁸⁾。

新中国成立後、これまで中国政府（党）のとってきた少数民族政策の原則は、新憲法（1982年制定）の総綱第4条に規定があるように、「中華人民共和国の各民族はすべて平等である。国家は各少数民族の合法的権利や利益を保障し、各民族の平等、団結、相互援助関係を維持発展する。いかなる民族に対する蔑視や圧迫をも禁止し、民族の団結を破壊したり、民族の分裂をなす行為を禁止する」というものである。その他第4条には、少数民族地区の経済・文化の発展援助、集居地方の民族区域自治の実施、風俗習慣の保持および改革の自由などが定められている。

しかし、諸々の原因によって、前述の原則が必ずしも全面的に適用されてきたとは言い難い。

というのは、少数民族に対し優遇政策が実施されているとはいえ、政治経済上での漢族優先（「大漢民族主義」）の傾向はいまだになくなってはいないからである。さらに、政府にとっての少数民族政策の最重要項目は、少数民族の大半が居住する国境地帯の安全保障ならびに同地方の豊富な資源の確保（内蒙古自治区の石炭、新疆ウイグル自治区の石油と天然ガスなど）、つまり政治的・経済的統合であって、少数民族の現状を考慮に入れた政策というよりは、むしろ国家優先の政策であることは否定できないからである⁽⁵⁹⁾。

4. チベット問題

中国政府は、1949年から憲法上、宗教の自由・平等の権利を保障しながら、なぜ信仰と自由を求めるチベットを制圧するという矛盾が生じるのか。

新中国で最初に起こったチベット問題は、1950年のことである。ダライ・ラマによる独立を宣言していたチベットはこの年、3万5000人の人民解放軍により東チベットに攻め込まれ、何十万人ものチベット人が殺され、制圧された。1959年、独立を求めるチベットと中国の間で大きな衝突が起これ、これ以上の悲劇を避けるためダライ・ラマ14世は密かにインドに逃れ、北インドのダラムサラという町に亡命政府をつくった⁽⁶⁰⁾。

これ以後、チベットは最高権力者であり信仰の中心であったダライ・ラマを失う。

中国はこの1959年、ダライ・ラマの行政機関（チベット地方政府）を廃止し、地区の正式な政府としてチベット自治区を置いた⁽⁶¹⁾。

中国共産党の政府は、チベットを自治区・省や州・県に分け、600万人のチベット人を「少数民族」として支配を続けている。10万人以上のチベット人が中国の支配から逃がれ、今もインド、ネパールなどで暮らしている⁽⁶²⁾。

1960年代も、チベット自治区内部と周辺域で中国の統治に反対する動きが続いた。それには三つの主要な原因があった。それは引き続き漢族（中国）・チベット族関係の歪み、宗教の役割、社会状況、特に食料不足だった⁽⁶³⁾。

しかし、チベット問題を理解するには、何よりも漢族とチベット族との関係を知ることである。

漢族は、つねに自分たちが文化的・政治的・軍事的に優れていると信じてきた。共産党はこの二つの民族を和解させようとしてきたが、政府のなかに、チベット社会を理解し、チベット語を話せる者がいなかったこと、風習の違いなどにより、コミュニケーションをはかれず、誤解を招くことになったのである。例えば、漢族の文化では拍手は歓迎を表わすので、彼らはチベット人の拍手に迎えられて喜んだ。しかし、チベットの文化では、悪霊を追い払うときに手をたたく⁽⁶⁴⁾。

このような例をみてもわかる通り、両者がより理解を深めようとする努力はほとんどなされなかった。

チベットでの「文化大革命」は、1966年に始まった。この時期、正常な宗教活動はすべて禁止され、多数の寺院、僧院が閉鎖され破壊された。民衆のほぼすべてが仏教を信仰しているチベットでは、このことについては特に強く恨まれている⁽⁶⁵⁾。

文革が終わった後、しばらく自由な時期があったが、チベット人は中国による侵略を許さなかった。抵抗運動は続き、1987年にはチベット騒乱が発生した⁽⁶⁶⁾。これは中国が改革・開放後行ってきた、民族自決権・分離権の否定と民族区域自治政策の確立という少数民族政策の根幹に触れるものであり、大きなショックを政府に与えた⁽⁶⁷⁾。

1991年、国連人権委員会少数民族保護に関する会議でも、中国代表は「チベットは中国の不可分の領土である」という従来の上張を表明、亡命中のダライ・ラマ14世に対する態度を変えていない⁽⁶⁸⁾。

この数年間、中国の改革・開放政策によって多くの中国人移住者がチベットに押し寄せてきている。このことは、チベットの人々の伝統的生活はおろか、チベット人としての存在すら脅かしてきているように思われる。

ダライ・ラマを中心にチベットの民族運動は執拗に続けられてきたが、今日ではインドのみならず、アメリカ、ヨーロッパにも支援組織を拡大している。亡命政府は現在、チベットの完全独立を主張しているのではなく、中央政府に外交権と軍の駐屯を認める代わりに、チベットでのチベット人の自治権の拡大を要求している⁽⁶⁹⁾。

このように、チベットへの中国政府の態度が強硬なのは、他の少数民族も反乱を起こしかねないという不安があるからではないだろうか。

表3 チベット問題の歴史

年	関係事項(月日)	年	関係事項(月日)
1950年	人民解放軍、チベット進軍開始(10月7日)。チベット政府、国連安保理に抗議	1977年	始まる 中国、ダライ・ラマが帰国を希望すれば認めると表明
1951年	中央人民政府とチベット政府のチベット平和解放に関する17条協約調印(5月23日)。人民解放軍、チベット進駐部隊、ラサに到着(10月27日)	1979年	中共、宗教信仰の自由を表明。第1次ダライ・ラマ代表団、チベット帰国訪問
1956年	チベット自治区準備委員会、ラサで正式に成立(4月22日)	1980年	胡耀邦総書記、万里副首相、チベット視察(5月22日～31日)。中共中央、「チベット工作座談会紀要」を公布し、チベット政策の見直しを始める。チベット語の授業再開
1957年	チベット東部や南部で反乱	1984年	中共中央書記処、第2回チベット工作座談会開催(2月27日～3月28日)。 胡啓立、田紀雲、チベットを視察、一切はチベットの実際から出発し、開放、活性化が必要と指摘(8月下旬)
1959年	チベット武装反乱(3月10日)。ダライ・ラマのチベット独立宣言(3月12日)。ダライ・ラマ、インドに亡命、チベット臨時政府樹立(3月31日)。チベット、封建農奴制に民主改革実施、100万人農奴解放(3月下旬)	1985年	中国・ネパール友好道路を外国人観光客に開放、チベット難民の里帰りさかんになる
1961年	チベット難民流出続く	1987年	中国民航機、ラサーカトマンズ乗入れ開始
1965年	チベット自治区成立(アベイ・アワンジンメイ自治区主席)(9月9日)		
1966年	文革の開始とともに多数の紅衛兵らラサへ。寺院、仏像などの破壊		

出所：中国研究所『中国年鑑』1988年。

第2章 少数民族の近代化

1. 中国政府が行なう「民族区域自治」

中国は、同じ社会主義国、旧ソ連が民族の自決権を前提とする連邦制を採用したのに対して、少数民族の自決権は認めず、代わりに区域自治政策を施行している。民族区域自治のあり方の是非は、これまで中国国内でも、少数民族に対する国家統合のあり方や民族の自決権をめぐる問題などの観点からいろいろ議論されてきている⁽⁷⁰⁾。

それは、民族区域自治をどのように設定して、漢族以外の民族の集中している地域を民族自治区とするのか、それとも漢族とその他民族を合併した自治区をつくるのか、それによって漢族を中心とした融合をはかるのか、などである⁽⁷¹⁾。その結果、漢族と他民族を合併した自治区の方向で進められている。

それに基づいて、1988年までに決定された民族自治地方は、5自治区(内蒙古・寧夏回族・新疆ウイグル・広西チワン族・チベット)、30自治州、112自治県である⁽⁷²⁾。中国の民族区域自治の原点となっているのは最も規模が大きく、中国共産党の指導によって、中華人民共和国の成立に先立って、1947年に最初に成立した内蒙古自治区である⁽⁷³⁾。

区域自治といっても各発展段階の異なる少数民族に対して行なわれるので、内容は様々で、地区によって形態は異なる。ここでいう区域自治の形態とは、大きく三つに分類され、①単一民族集居地区の自治区域(チベット自治区、約95%をチベット族が占めている、1965年成立)、②比較的人口の多い民族を中心に、他の民族を包括する自治区域(新疆ウイグル自治区)、③

複数の少数民族が雑居する各民族連合の自治区域（湘西土家苗族自治州）、などである。

自治区域内に居住する少数民族は44、人口約5000万人、自治地方人口の総計が1億2000万人なので、約40%を占めるにすぎない。つまり、少数民族は民族自治地方でも少数派になりつつあるのであって、実際は漢族が多数居住している場合が多い。例えば内蒙古自治区の場合、漢族が80%以上、モンゴル族は約10%強である。むしろ行政区域の区画をする際、当然この点も考慮されているものと考えべきである。政府側の見解は、こうしたことは民族の団結と相互の発展のために有利であるというものであり、漢族がこれに加わり、協力すべきであるとさえ主張されている⁽⁷⁴⁾。

そのため問題もある。それは経済建設、国防強化の名のもとになされた、新疆・内蒙古・チベットなど少数民族地域への漢族の大量移民である。そのかなりの部分は、生産建設兵団を組織して、軍によって集団で開拓や定住をする方式である。

例えば、新疆ウイグル自治区の場合、生産建設兵団による移民は、1990年には公表で214万3000人に達している。その結果、1953年には新疆人口のわずか6.7%にすぎなかった漢族は、1990年に入ると37.6%、569万2000人になった。他方、ウイグル族は1953年の74%から1990年には47.5%へと減少し、この地域の民族人口構成が大きく変わったことが分かる⁽⁷⁵⁾。

1984年5月に「民族区域自治法」が成立し、自治地方の政策や資源開発の優先権をその自治地域に与え、そして各自治区政府の主任にはその民族の代表が就き、その地域の行政職員も、なるべく少数民族を採用するという、幹部の民族化がより法的に認められてきた⁽⁷⁶⁾。

〈中華人民共和國民族区域自治法〉（1984年5月31日）

第10条 民族自治地方の自治機関は、当該地方の各民族が自らの言語・文字を使用して発展させる自由、および自らの風俗習慣を保持もしくは改革する自由を保障する。

第11条 民族自治地方の自治機関は、各民族公民の信教の自由を保障する。〔中略〕国は通常の宗教活動を保護する⁽⁷⁷⁾。

1994年は、民族区域自治法公布施行10周年であった。この10年間に、自治区域外で比較的少数民族の多い所には、民族郷が約1000作られた。

自治区域の人民代表大会は、自治条令を制定する権利が保障された。10年間に自治条令を制定したのは25州、94県であり、言語と文字、婚姻、資源管理等に関する条令が制定されるなど、法制化が進んだ⁽⁷⁸⁾。

しかし自治区域内と、その区域外の少数民族では社会の進展の差があらわれ、特に、区域外の回族やモンゴル族のような散居少数民族の多くは、民族区域自治権の恩恵をなかなか受けることができない⁽⁷⁹⁾。そのため、区域内よりも早いペースで中国化（漢族化）していくことが考えられ、それに伴い民族の特色も徐々に失われていくことになるだろう。

2. 近代化に伴う問題

(1) 少数民族の近代化

中国政府からみた辺境地区、特に少数民族居住区の近代化とはなんであろうか。

まず「兄弟民族」（兄が漢族で弟が少数民族と考えられている）による祖国統一と団結をスローガンにし、社会主義建設のためには広大な辺境の開発とその経済発展を不可欠の条件とし、

「四つの近代化」（農業、工業、国防、科学技術）の推進⁽⁸⁰⁾、特に、漢族地区の近代化建設には、少数民族地区の豊富な自然資源は切り離しては考えられないものとなっている。一方、少数民族地区の近代化には、国家の財政援助や進んだ漢族地区の技術援助は不可欠である⁽⁸¹⁾。

よって、いかに辺境地区を開発し、迅速に発展させ、内地や沿岸地区の経済との格差を縮めるかが、また中国がいかに発展していくかの鍵でもあり、今後の重要な課題であろう。

（2）近代化による社会変化

1978年の11期3中全会以後の経済的变化は急激であり、それに伴う少数民族の生活にも変化が見られることは前述の通りである。しかし、新中国成立後50年という年月をとってみると、少数民族の何が変わったのか。これは第1章3.で述べた山地居住の広東省のヤオ族の例にあるように、青年層では、教育を受けるために都市へ行き、その後も漢族的生活を受け入れながら住み続けたり、漢語教育の成果により、自己の民族語が話せなくなるという傾向が見られる。

また、主として都市に散居する少数民族の回族の場合を見てみると、回族は、イスラム教を信仰し、漢語を使用する少数民族である。彼らの居住分布は全国に及び、一部は自治区（寧夏自治区）、自治地方を構成するがあまり集居せず、「大散居・小集居」（小さな集団が広く分布すること）という居住形態である。都市に住む回族は、漢族集居区内の生活経済圏に属するため、生活全般はほとんど漢族化しているが、イスラム教徒としての民族意識はとても強い。

しかし一方で、青年の中にイスラムを棄てる者がいて問題となっている⁽⁸²⁾。イスラムを中心として集団化する回族がイスラムを棄てた場合、その民族意識はどうなるのだろうか。

近代化の推進は、民族地区の伝統的な文化と近代的なものの対立を激化させるという矛盾を生んでいる。

また、民族間の経済・政治上のさまざまな格差が生じたため、チベットのよう、少数民族と漢族間に問題を引き起こしている場合もある。

少数民族の伝統文化がいかに近代化に生かされていくのかは、今後の新しい国民統合のあり方にかかっている。決して政府から押しつけられた近代化ではなく、あくまでも民族の側からの近代化でなくてはならない。

（3）台湾問題

ところで、中国において、一般の少数民族問題と同様に、いや一層重要な民族問題として台湾問題がある。

台湾（中華民国）の人口は約2110万人である。17世紀以来、大陸から漢民族が移住・開発した。1683年から清朝が支配し福建省の一部だったが、1885年台湾省に昇格した。日清戦争により台湾本島と付属の澎湖諸島などが日本に割譲され、1945年の日本敗戦まで植民地だった⁽⁸³⁾。

1945年、蒋介石の国民党が支配するまでに台湾に移住してきた漢人開拓者が、台湾原住民を少数民族として迫害していた。しかし、本質的には原住民と漢人とは、オランダ人によって植民地的圧迫をうけるという点では同じであったから、400年の歴史の変遷を経て、「原住民系台湾人」と「漢人系台湾人」とが共同で今日の台湾人（台湾民族）を構成しているのである⁽⁸⁴⁾。

1949年共産党との内戦に敗れた中華民国政府は、台湾本島・台北に拠点を移し、大陸に近い金門・馬祖も統治している。元首格の総統は1996年3月から国民代表大会（最高権力機関で憲法改正権限を持つ）での選出にかわって直接選挙になり、国民党主席の李登輝（73歳）が54%

を獲得し総統になった。これにより、町村長から総統まで、住民の自由な選挙によって政治組織が形成される民主体制ができあがった。

1971年の国連総会で台湾が中国に代表権を奪われて国連を脱退したのをきっかけとして、日本は1972年に日中正常化とともに台湾と断交した。米国も1978年に中国との外交関係樹立により断交したが、台湾関係法で実質的な関係は維持した。

現在台湾と外交関係があるのは、中南米・アフリカの小国ばかりで、1997年4月においては30ヵ国である。

戦後、台湾は「中華民国」を称しており、李登輝も、自称「中華民国総統」として在職する。それは中国近代の革命と戦争の中から生まれた政権であり、その意味で大陸にある中華人民共和国とは、双子のような関係にあった。同時に、台湾社会にとっては中国の内戦によって移動してきた外来政権であり、その正統性は中国近代の革命の歴史の中に求められていた⁽⁸⁵⁾。

しかし民主化は、この正統性の基礎を変更した。台湾の政治権力が、台湾住民の民意のみを問う、自由な選挙によって再編成されたためである。この意味で「中華民国」は台湾に土着化した。

一方、中国は、これを「台湾独立」に向かうもの、中国歴史の軌道からはずれるもの、として武力行使をも辞さない構えである。これが台湾海峡緊張の歴史的根源である⁽⁸⁶⁾。

中国と台湾はともに「中国は一つである」という認識のもとで、互いにその正統性を主張してきている。また、台湾総統選は、「元首を選ぶ独立国の証明」（台湾・民進党）というものから「中国の一地区の選挙でしかない」（中国・李鵬首相）というものまで解釈の違いは大きい。

中国の台湾への脅しは1995年の夏から激しさを増し、台湾海峡で繰り返しミサイル射撃演習を行ない、戦力を誇示している。また、中国政府にとって「台湾統一」は、2100万人の台湾人がどう思おうと、中国11億人が認める政策であると主張している⁽⁸⁷⁾。

中国の持つ伝統的領土観として、中国は台湾を「化外の地」、台湾人を「化外の民」として中国の領土とは認めていなかった。それどころか、中国人がいったん化外の地に入れば、帰国さえも許されなかった。

中国では台湾側が直接、貿易や投資を行なうことは禁止されている。そのため、別の国を介在させなくてはならず、その

表4 台湾の民主化と中台関係

1986・9	初の野党・民主進歩党が結成される
87・7	台湾本島の戒厳令を解除
88・1	蔣経国総統死去。李登輝副総統が台湾人初の総統に就任
91・5	中国共産党を反乱団体と規定していた憲法の臨時条項を廃止
92・11	中国大陸に近い金門、馬祖両島の戒厳令を解除
93・8	国民党の一部が離党し、大陸と協調路線をとる「新党」を結成
94・7	憲法改正で総統選挙を直接選に移行
95・1	江沢民・中国国家主席が中台指導者の相互訪問など8項目の新台湾政策を提案
4	李総統が武力不行使などを中国に求める6項目提案
6	李総統が非公式に訪米
7	中国が東シナ海などでミサイル演習を実施。台湾独立の動きをけん制
12	立法委員選挙で国民党が過半数を維持。「新党」が躍進
96・3	中国が台湾近海へのミサイル発射など大規模演習を開始。台湾海峡緊迫。初の総統直接選挙

出所：『朝日新聞』1996年3月24日付を筆者が修正。

大半が香港経由で行われている。逆に中国は、沿岸海域や内陸において、台湾企業向けに工業団地の造成をして、誘致をより積極的に行なっている⁽⁸⁸⁾。

これは、経済的動機のみならず経済交流の拡大を通じて、統一への足掛かりをつかもうとする中国側の政治的な動機によるものだろう。

結び

これまで述べてきたように、現代中国では、ただ少数民族といっても、「漢族化」の過程にある民族や独自性と自決を主張する民族など、さまざまな状況におかれている民族が存在している。

統一中国がもたらした中国人の災難は、次の3点が考えられる。

(1) 多様性を持つ社会を統一するために、すべての思想、言論を弾圧した。毛沢東主義を尊重し、思想の硬直化をもたらし、文化の衰退を招いた。

(2) 統一中国は中央集権制度を理想とする。この理想を求めれば求めるほど独裁専制になる。

(3) 中央集権体制は、政治権力の中央集中だけでなく、経済的にも中央への利益一極集中である。そのため、地方の人的、財的、物的資源が中央に収奪され、地方や辺境に住む少数民族の貧困化をもたらす。

「改革・開放」後の中国の諸政策の基本精神は、中華人民共和国成立当時に返っているように思われる。これは前述した「中華思想」も関係している。前述の〈中国人民政治協商会議共同綱領〉と〈中華人民共和国民族区域自治法〉を比べてみても、基本は変わっていないのが分かる。

しかし、中国政府は民族独自の文化を尊重する政策をとってはいるが、最近の少数民族の伝統的文化は、漢族文化に近づいてきているように思われる。その理由の一つが、少数民族幹部の動向に見られる。

本文第2章1.にも述べてあるように、民族自治区では、中国の国会にあたる全国人民代表大会などには少数民族の代表数が確保されており、各自治区政府の主任は、その民族の代表がその地位に就いている。幹部として養成される少数民族は、より高等な教育機関に進むほど民族地域から離れ、都市へ、中央へと移動し、漢語を共通語とする教育を通じて文化的に漢族と同化していくのは間違いない。

圧倒的多数の漢族と多様な少数民族から構成される中国において、少数民族が経済的に漢族のレベルに近づくためには、現状では、漢語を学び、文化的にも漢族に近づかざるをえないのである。

中国は幾度も「国民統一」を主張しているが、この統一とは「漢族を中心とした中国各民族」を指している。ここにも、「中華思想」が根底にある。そのため、少数民族にとって「国民統一」の意識がどこまで育っているのか、その実態は民族によって様々な展開を生んでいるにちがいない。

またチベット問題には、宗教問題が絡み、民族自決権の問題などが絡んでいる。チベットと中国の間の歴史を簡単に要約すれば、

中国：「チベットはずっと中国だった」

チベット：「そんなつもりは全然なかった」

というところである。

中国が主張するように、歴史的版図であったことを理由に、チベットが中国の領土であるなら外蒙古だけでなく、朝鮮やベトナム、さらにビルマにまで、おなじような主張ができることになる。このように無理な主張であるのに中国がチベットを放棄しないのは、人口大国インドの北進を阻止し、中国の西部地域の領土の安全を守るにはこの一帯は絶対必要だと考えているからだと思われる。

台湾問題も、台湾が歴史的に「化外の地」であり続け、日本の植民地支配と戦後冷戦下の分断によって中国本土と全く別の道を歩いてきたうえに、今や中国の主張する単なる内政問題にとどまらない重大な国際問題となっている。台湾政府は、直接選挙を通じて得た民意の指示を基盤に今後、内政・外交・対中国政策などの面で、これまでより鮮明な政策を打ち出すだろう。

新中国成立から半世紀を通して少数民族に対する民族政策を見てきた。漢化は中国政府にとって、全国を統一するためには良いことであろう。しかし現実には、それに反発する者がある。そのため、政府は漢族の優位性は認めるにしても、少数民族と対等な視点に立ち、経済などの利潤をすべて中央に持っていかずに、少数民族と共有する必要がある。その結果としてはじめて、貧富の格差や都市への人口流出にも歯止めがかかると思われる。

私がテレビで見た「中国少数民族人民運動会」は、単なる海外ニュースの一つではなかった。それは中国が行なう、中国11億人の国民の団結と、近代化推進のための少数民族政策の一環としてとらえるべきであったのである。

註

- (1) 高崎通浩『世界の民族地図』1994、p.299。
- (2) 今井駿『世界現代史 3 中国現代史』1984、pp.8～10。
- (3) 稲垣清『中国のしくみ』1997、p.211。
- (4) 陳舜臣『中国』1993、p.315。
- (5) 稲垣 前掲書、p.211。
- (6) 陳 前掲書、p.316。
- (7) 同書、p.316。
- (8) 稲垣 前掲書、p.197。
- (9) 『中国年鑑 1976年版』p.15,20。
- (10) 『中国年鑑 1993年版』p.180。
- (11) 陳 前掲書、p.46。
- (12) 宇野重昭『現代中国 3 静かな社会変動』1989、p.291。
- (13) 辻康吾『原典中国現代史 4 社会』1995、pp.64～65。
- (14) 同書、pp.68～69。
- (15) 同書、p.65。
- (16) 同書、pp.69～70。
- (17) 高崎 前掲書、pp.299～300。
- (18) 黄文雄『ありのままの中国』1996、p.152。
- (19) 高崎 前掲書、p.302。
- (20) 同書、pp.299～300。
- (21) 『中国年鑑 1986年版』p.42。
- (22) 陳 前掲書、pp.48～49。
- (23) 同書、p.50。

- (24) 『中国年鑑 1955年版』 p.174。
- (25) 新潟日報 1997年10月6日付。
- (26) 岡田臣弘『21世紀の中国像』1997、pp.140~142。
- (27) 辻 前掲書、p.65。
- (28) 陳 前掲書、p.51。
- (29) 『中国年鑑 1986年版』 p.42。
- (30) 高崎 前掲書、p.306。
- (31) ユン・チアン・『ワイルド・スワン (上)』1993、p.309。
- (32) 陳 前掲書、p.52。
- (33) ユン 前掲書、p.309。
- (34) 小島晋治『現代中国4 歴史と近代化』1989、p.228。
- (35) 岡田 前掲書、p.28。
- (36) 小島 前掲書、pp.231~236。
- (37) 『中国年鑑 1986年版』 p.41。
- (38) 高崎 前掲書、p.306。
- (39) 陳 前掲書、p.54。
- (40) 陳 前掲書、p.54。
- (41) 陳 前掲書、p.56。
- (42) 岡田 前掲書、p.324。
- (43) 『中国年鑑 1978年版』 p.13。
- (44) 陳 前掲書、p.56。
- (45) 岡田 前掲書、p.100。
- (46) 『中国年鑑 1982年版』 p.83。
- (47) 『中国年鑑 1955年版』 p.177。
- (48) 『中国年鑑 1982年版』 p.84。
- (49) 同書、pp.82,84
- (50) 『中国年鑑 1990年版』 p.70。
- (51) 『中国年鑑 1992年版』 p.176。
- (52) 『中国年鑑 1990年版』 p.70。
- (53) 『中国年鑑 1991年版』 p.74。
- (54) 同書、p.74。
- (55) 宇野 前掲書、p.298。
- (56) 同書、p.303。
- (57) 同書、pp.71~72。
- (58) 『中国年鑑 1982年版』 p.84。
- (59) 宇野 前掲書、p.294。
- (60) 長田幸康『僕のチベット・レッスン』1993、pp.49~50。
- (61) A・T・グルンフェルド『現代チベットの歩み』 p.237。
- (62) 長田 前掲書、p.50。
- (63) グルンフェルド 前掲書、p.178。
- (64) 同書、pp.179~180。
- (65) 同書、pp.178~182。
- (66) 長田 前掲書、p.51。
- (67) 『中国年鑑 1988年版』 p.71。
- (68) 『中国年鑑 1992年版』 p.74。

- (69) 辻 前掲書、pp.66～67。
- (70) 宇野 前掲書、p.295。
- (71) 辻 前掲書、p.65。
- (72) 宇野 前掲書、p.296。
- (73) 『中国年鑑 1955年版』p.177。
- (74) 宇野 前掲書、p.296。
- (75) 辻 前掲書、p.66。
- (76) 宇野 前掲書、p.296。
- (77) 辻 前掲書、pp.75～76。
- (78) 『中国年鑑 1995年版』p.93。
- (79) 宇野 前掲書、p.296。
- (80) 『中国年鑑 1978年版』p.13。
- (81) 宇野 前掲書、p.301。
- (82) 同書、pp.303～304。
- (83) 岡田 前掲書、p.209。
- (84) 林樹枝『台湾事件簿』1995、pp.74～75。
- (85) 岡田 前掲書、p.209。
- (86) 朝日新聞 1996年3月24日付。
- (87) 黄 前掲書、pp.23～25。
- (88) 稲垣 前掲書、p.216。

参考文献一覧

- ・高崎通浩『世界の民族地図』作品社、1994。
 - ・今井駿『世界現代史3 中国現代史』山川出版社、1984。
 - ・稲垣清『中国のしくみ』中経出版、1997。
 - ・陳舜臣『中国』新潮社、1993。
 - ・宇野重昭『現代中国第3巻 静かな社会変動』岩波書店、1989。
 - ・辻康吾『原典中国現代史第4巻 社会』岩波書店、1995。
 - ・ユン・チアン『ワイルド・スワン（上）』講談社、1993。
 - ・小島晋治『現代中国第4巻 歴史と近代化』岩波書店、1989。
 - ・長田幸康『ぼくのチベット・レッスン』社会評論社、1993。
 - ・A・T・グルンフェルド『現代チベットの歩み』東方書店、1994。
 - ・岡田臣弘『21世紀の中国像』有斐閣、1997。
 - ・黄文雄『ありのままの中国』日本文芸社、1996。
 - ・林樹枝『台湾事件簿』社会評論社、1995。
 - ・『中国年鑑』中国研究所 1955年・1974年・1976年・1977年・1978年・1979年・1980年・
1981年・1982年・1986年・1987年・1988年・1989年・1990年・
1991年・1992年・1993年・1994年・1995年・1996年・1997年。
- (卒論指導教員 浅野幸穂)